

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（追加掲載）

【介護報酬改定関係資料】

○ 介護報酬改定関係省令及び告示の改正案について（追加掲載）

- (1) 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件
- (2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件
- (3) 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等の一部を改正する件
- (4) 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部を改正する件
- (5) 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件
- (6) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件
- (7) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を改正する件
- (8) 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件
- (9) 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件
- (10) 厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等の一部を改正する件
- (11) 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一部を改正する件
- (12) 厚生労働大臣が定める特定居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する件
- (13) 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する件
- (14) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護等に係る厚生労働大臣が定める者（新設）
- (15) 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（新設）

○厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。 一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ・ロ 略 ハ 夜勤職員配置加算Ⅰ又はⅡを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 （Ⅰ）夜勤職員配置加算Ⅰを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 （イ）短期入所生活介護費を算定していること。 （ニ）夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ（Ⅰ）又はロ（Ⅰ）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。 （Ⅱ）夜勤職員配置加算Ⅱを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 （イ）ユニット型短期入所生活介護費を算定していること。 （ニ）夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ（Ⅱ）又はロ（Ⅱ）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。 二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニット型介護老	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。 一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ・ロ 略

人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(-)
略

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a (-)に掲げる基準に該当するものであること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上でよいこととする。

i 一又は二の病棟を有する病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）が介護老人保健施設基準附則第十三条に規定する転換（以下「転換」という。）を行つて開設した介護老人保健施設であること（一の病棟の一部のみが介護老人保健施設に転換した場合に限る。）。

ii 病院又は夜勤を行う看護職員若しくは介護職員の数が一以上である一般病床若しくは療養病床を有する診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）に併設する介護老人保健施設であること。

iii 併設する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計が百二十以下であること。

b 夜勤を行う看護職員の数が利用者等の数を四十一で除して得た数以上であること。

人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(-)
略

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a (-)に掲げる基準に該当するものであること。

b 夜勤を行う看護職員の数が利用者等の数を四十一で除して得た数以上であること。

(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上であること。ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては、一以上でよいこと。

b 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備していること。

c aの規定にかかわらず、病院が転換した介護老人保健施設であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものについては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないことができる。

i 一又は二の病棟を有する病院が転換を行つて開設した介護老人保健施設であること（一の病棟の一部のみが介護老人保健施設に転換を行つて開設した場合に限る。）。

ii 病院に併設する介護老人保健施設であること。

iii 併設する病院の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計が百二十以下であること。

d aの規定にかかわらず、一般病床又は療養病床を有する診療所が転換を行つて開設した介護老人保健施設であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものについては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないことができる。

i 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上である一般病床又は療養病床を有する診療所に併設する介護老人保健施設であること。

(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上であること。ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては、一以上でよいこと。

b 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備していること。

ii 併設する診療所の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計が十九以下であること。

(2) 略

(3) 夜勤職員配置加算を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が次の基準に適合していること。

(一) 利用者等の数が四十一以上の介護老人保健施設にあつては、利用者等の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、二を超えていること。

(二) 利用者等の数が四十以下の介護老人保健施設にあつては、利用者等の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、一を超えていること。

ロ 病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) ・ (2) 略

(3) 夜間勤務等看護(I)から(Ⅳ)までを算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ・ (二) 略

(三) 夜間勤務等看護(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a (一)の規定を準用する。この場合において、「看護職員」とあるのは、「看護職員又は介護職員」と読み替えるものとする。

b 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が一以上であること。

(2) 略

ロ 病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) ・ (2) 略

(3) 夜間勤務等看護(I)から(Ⅳ)までを算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ・ (二) 略

(四) 夜間勤務等看護Ⅳを算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1)の規定を準用する。この場合において、(1)～中「三十」とあるのは「二十」と、(1)～中「六十四時間」とあるのは「七十二時間」と読み替えるものとする。

三 略

四 指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イハ 略

ニ 夜勤職員配置加算Ⅰイ若しくはロ又は夜勤職員配置加算Ⅱイ若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算Ⅰイを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

ロ 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 夜勤職員配置加算Ⅰロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

ロ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2) (1)に掲げる基準に該当するものであること。

(3) 夜勤職員配置加算Ⅱイを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

ロ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加え

(三) 夜間勤務等看護Ⅳを算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1)の規定を準用する。この場合において、(1)～中「三十」とあるのは「二十」と、(1)～中「六十四時間」とあるのは「七十二時間」と読み替えるものとする。

三 略

四 指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イハ 略

た数以上であること。

(4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型経過型地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) (3)(二)に掲げる基準に該当するものであること。

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ 略

ハ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ若しくはロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。

(三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (1)(一)に該当するものであること。

(二) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。

(三) (1)(三)に掲げる基準に該当するものであること。

(3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定していること。

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ 略

(二) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。

(三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (3)(一)に該当するものであること。

(二) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。

(三) (3)(三)に掲げる基準に該当するものであること。

六 介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ 略

ハ 夜勤職員配置加算を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(3)の規定を準用する。

七 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ 略

ハ 夜間勤務等看護(Ⅰ)から(Ⅳ)までを算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(3)の規定を準用する。

八 指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

六 介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ 略

七 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ 略

ハ 夜間勤務等看護(Ⅰ)から(Ⅳ)までを算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(3)の規定を準用する。

八 指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

十 略 ロ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1)・(2) 略 (3) 夜間勤務等看護(Ⅰ)からⅣまでを算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第二号ロ(3)の規定を準用する。	イ 略 ロ 併設型介護予防短期入所生活介護費又は併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 併設型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第一号ロ(1)の規定を準用する。 (2) 略 九 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1)・(2) 略 (3) 夜勤職員配置加算を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第二号イ(3)の規定を準用する。
十 略 ロ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1)・(2) 略 (3) 夜間勤務等看護(Ⅰ)からⅣまでを算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第二号ロ(3)の規定を準用する。	イ 略 ロ 併設型介護予防短期入所生活介護費又は併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 併設型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第一号ロ(1)の規定を準用する。 (2) 略 九 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1)・(2) 略

○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。 一 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法 イ 指定通所介護の月平均の利用者の数（指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定通所介護の利用者の数及び指定介護予防通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費（小規模型通所介護費、通常規模型通所介護費、大規模型通所介護費（Ⅰ）又は大規模型通所介護費（Ⅱ）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。 一 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法 イ 指定通所介護の月平均の利用者の数（指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定通所介護の利用者の数及び指定介護予防通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費（小規模型通所介護費又は通常規模型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
厚生労働大臣が定める利用者 の数の基準	厚生労働大臣が定める通所介 護費の算定方法	厚生労働大臣が定める利用者 の数の基準	厚生労働大臣が定める通所介 護費の算定方法
介護保険法施行規則（平成十 一年厚生省令第三十六号。以 下「施行規則」という。）第 百十九条の規定に基づき都道	指定居宅サービスに要する費 用の額の算定に関する基準（ 平成十二年厚生省告示第十九 号）別表指定居宅サービス介	介護保険法施行規則（平成十 一年厚生省令第三十六号。以 下「施行規則」という。）第 百十九条の規定に基づき都道	指定居宅サービスに要する費 用の額の算定に関する基準（ 平成十二年厚生省告示第十九 号）別表指定居宅サービス介

府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。

護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ（略）

ハ 指定通所介護事業所の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費（小規模型通所介護費、通常規模型通所介護費、大規模型通所介護費Ⅰ又は大規模型通所介護費Ⅱに限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第九十三条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ニ（略）

二・三（略）

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。

護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ（略）

ハ 指定通所介護事業所の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費（小規模型通所介護費又は通常規模型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第九十三条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ニ（略）

二・三（略）

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（介護老人保健施設短期入所療養介護費及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分（指定居宅サービス基準第五百十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定介護老人保健施設短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(1) (略)

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（介護老人保健施設短期入所療養介護費及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分（指定居宅サービス基準第五百十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定介護老人保健施設短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

の部分について、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。)	
(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費(ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。)に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数の基準
指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数を置いていないこと(当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定介護老人保健施設短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

て、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。)	
(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費(ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。)に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準
指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数を置いていないこと(当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定介護老人保健施設短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。	
ロ・ハ (略)	
五十一 (略) 十二 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護保健施設サービス費の算定方法	
イ (略) ロ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法
介護老人保健施設基準第二条に定める員数を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット	指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。	
ロ・ハ (略)	
五十一 (略) 十二 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護保健施設サービス費の算定方法	
イ (略) ロ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法
介護老人保健施設基準第二条に定める員数を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分（介護老	指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

部分（介護老人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。	ハ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法	常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員若しくは介護職員の数を置いておらず、又は介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつて	指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
--	---	--	-----------------------------------	---	--

人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。	ハ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法	常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員若しくは介護職員の数を置いておらず、又は介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、介護老人	指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
--	---	--	-----------------------------------	---	--

は、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該介護老人保健施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。）。

十三 十六 (略)

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防防短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定介護予防防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防防短期入所療養介護費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定介護予防防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防防短期入所療養介護費（介護老人保健施設介護予防防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げる

ところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防防短期入所療養介護費の算定方法
---	-------------------------------

保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該介護老人保健施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。）。

十三 十六 (略)

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防防短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定介護予防防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防防短期入所療養介護費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定介護予防防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防防短期入所療養介護費（介護老人保健施設介護予防防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防防短期入所療養介護費の算定方法
---	-------------------------------

指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあっては、同条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第二百七条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあっては、同条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第二百七条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法

覚士の員数の基準 指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあっては、同条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
基準 指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあっては、同条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ・ハ（略）
十八～二十一（略）

ロ・ハ（略）
十八～二十一（略）

改 正 案	現 行
厚生大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成十二年二月厚生省告示第三十号)の規定に基づき、厚生大臣が定める特定診療費に係る施設基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。 一 五 略 六 薬剤管理指導の施設基準 イ・ロ (略) ハ 利用者又は入院患者に対し、患者ごとに適切な薬学的管理(副作用に関する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。 七 理学療法又は作業療法の施設基準 イ 理学療法Ⅰを算定すべき理学療法の施設基準 (1) (略) (2) 利用者又は入院患者の数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。 (3) ・ (4) (略) ロ 作業療法を算定すべき作業療法の施設基準 (1) (略) (2) 利用者又は入院患者の数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。 (3) ・ (4) (略)	厚生大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成十二年二月厚生省告示第三十号)の規定に基づき、厚生大臣が定める特定診療費に係る施設基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。 一 五 略 六 薬剤管理指導の施設基準 イ・ロ (略) ハ 入院中の患者に対し、患者ごとに適切な薬学的管理(副作用に関する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。 七 理学療法又は作業療法の施設基準 イ 理学療法Ⅰを算定すべき理学療法の施設基準 (1) (略) (2) 患者数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。 (3) ・ (4) (略) ロ 作業療法を算定すべき作業療法の施設基準 (1) (略) (2) 患者数が作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。 (3) ・ (4) (略) ハ 理学療法Ⅱを算定すべき理学療法の施設基準 (1) 理学療法士が配置されていること。 (2) 患者数が従事者の数に対し適切なものであること。 (3) 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

八 言語聴覚療法を算定すべき施設基準

イ (略)

ロ 利用者又は入院患者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ・ニ (略)

九 集団コミュニケーション療法を算定すべき施設基準

イ 言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ 利用者又は入院患者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ニ 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

十 認知症短期集中リハビリテーションを算定すべき施設基準

(4) 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

八 言語聴覚療法を算定すべき施設基準

イ (略)

ロ 患者数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ・ニ (略)

九 リハビリテーションマネジメントの基準

イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。

ロ 入院患者ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がリハビリテーションを行っているとともに、入院患者の状態を定期的に記録していること。

ハ 入院患者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ニ リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

イ 当該リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。	
ロ 入院患者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。	
十一 精神科作業療法の施設基準	十 精神科作業療法の施設基準
イ 作業療法士が適切に配置されていること。	イ 作業療法士が適切に配置されていること。
ロ 利用者又は入院患者の数が作業療法士の数に対し適切なものであること。	ロ 患者数が作業療法士の数に対し適切なものであること。
ハ 当該作業療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。	ハ 当該作業療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

○厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号）

（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。 一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 イ （略） ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 (1) 経過的要介護 六千五百五単位 (2) 要介護一 一万六千六百八十九単位 (3) 要介護二 一万八千七百二十六単位 (4) 要介護三 二万七千六百十三単位 (5) 要介護四 二万二千八百単位 (6) 要介護五 二万四千八百六十七単位 二 （略） 別表第一 1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） <u>84単位</u> 注 利用者に対して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第192条の3第2項に規定する外部サービス利用型指定特定	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。 一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 イ （略） ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 (1) 要介護一 一万七千三百五十八単位 (2) 要介護二 一万九千四百八十六単位 (3) 要介護三 二万千六百十四単位 (4) 要介護四 二万三千七百十二単位 (5) 要介護五 二万五千八百七十単位 二 （略） 別表第一 1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） <u>87単位</u> 注1 利用者に対して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第192条の3第2項に規定する外部サービス利用型

施設入居者生活介護事業者をいう。)が、基本サービス(指定居宅サービス基準第192条の2に規定する基本サービスをいう。)を行った場合に算定する。

2 訪問介護

イ 身体介護が中心である場合

(1) 所要時間15分未満の場合 90単位

(2) 所要時間15分以上1時間30分未満の場合 180単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに90単位を加算した単位数

(3) 所要時間1時間30分以上の場合 577単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに37単位を加算した単位数

ロ 生活援助が中心である場合

(1) 所要時間15分未満の場合 45単位

(2) 所要時間15分以上1時間15分未満の場合 90単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに45単位を加算した単位数

(3) 所要時間1時間15分以上の場合 270単位

ハ (略)

注1 利用者に対して、指定訪問介護(指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者(指定居宅サービス基準第192条の2に規定する受託居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注2～5 (略)

3 訪問入浴介護

利用者に対して、指定訪問入浴介護(指定居宅サービス基準第44条

指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。)が、基本サービス(指定居宅サービス基準第192条の2に規定する基本サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に算定する。

2 養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。)である指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める者に対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

2 訪問介護

イ 身体介護が中心である場合

(1) 所要時間15分未満の場合 99単位

(2) 所要時間15分以上30分未満の場合 198単位

(3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 270単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに90単位を加算した単位数

(4) 所要時間1時間30分以上の場合 577単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに37単位を加算した単位数

ロ 生活援助が中心である場合

(1) 所要時間15分未満の場合 50単位

(2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 99単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに50単位を加算した単位数

(3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 225単位

(4) 所要時間1時間15分以上の場合 270単位

ハ (略)

注1 利用者に対して、指定訪問介護(指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者(指定居宅サービス基準第192条の2に規定する受託居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画(指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注2～5 (略)

3 訪問入浴介護

利用者に対して、指定訪問入浴介護(指定居宅サービス基準第44条

に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費(以下「訪問入浴介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問入浴介護費の注1から注5までについては適用しない。

4 訪問看護

通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他定める者等第3号に規定する疾病等の患者を除く。)に対して、指定訪問看護(指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(以下「看護師等」という。)が、その主治の医師の指示(指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)にあっては、主治の医師が交付した文書による指示)及び訪問看護計画書(指定居宅サービス基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下同じ。)に基づき、指定訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費(以下「訪問看護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する(所要時間が20分未満のものについては、指定訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場合に限り、算定する。)。ただし、指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。なお、訪問看護費の注1から注6まで及び注8については適用しない。

- | | |
|---------------------|-------|
| イ 所要時間30分未満の場合 | 383単位 |
| ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 | 747単位 |

5 指定訪問リハビリテーション(1日につき)

通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費(以下「訪

に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費(以下「訪問入浴介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問入浴介護費の注1から注7まで及びロについては適用しない。

4 訪問看護

通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他定める者等第3号に規定する疾病等の患者を除く。)に対して、指定訪問看護(指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(以下「看護師等」という。)が、その主治の医師の指示(指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)にあっては、主治の医師が交付した文書による指示)及び訪問看護計画書(指定居宅サービス基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下同じ。)に基づき、指定訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費(以下「訪問看護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する(所要時間が20分未満のものについては、指定訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場合に限り、算定する。)。ただし、指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。なお、訪問看護費の注1から注10まで及び注12並びにハについては適用しない。

- | | |
|---------------------|-------|
| イ 所要時間30分未満の場合 | 383単位 |
| ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 | 747単位 |

5 指定訪問リハビリテーション(1回につき)

通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費(以下「訪

問リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問リハビリテーション費の注1から注4までについては適用しない。

6 指定通所介護

イ 利用者に対して、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者（以下この号において「指定通所介護受託居宅サービス事業者」という。）が、厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第26号。以下「施設基準」という。）第1号イ又はロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）において、指定通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画（指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費（以下「通所介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第9号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、通所介護費のイ(1)又はロ(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。

ロ 利用者（定める者等第8号に規定する者に限る。）に対して、指定通所介護受託居宅サービス事業者が、施設基準第1号ハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所（指定居宅サービス基準第105条の4第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。）において、指定療養通所介護（指定居宅サービス基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合には、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画（指定居宅サービス基準第105条の12第1項に規定する療養通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、通所介護費のハの所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ハ イ及びロについては、通所介護費の注1から注11までについては適用しない。

7 指定通所リハビリテーション

問リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問リハビリテーション費のイの注1から注4まで及びロについては適用しない。

6 指定通所介護

イ 利用者に対して、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者（以下この号において「指定通所介護受託居宅サービス事業者」という。）が、厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第26号。以下「施設基準」という。）第4号イからニまでに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）において、指定通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画（指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費（以下「通所介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第10号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、通所介護費のイ(1)、ロ(1)、ハ(1)又はニ(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。

ロ 利用者（定める者等第9号に規定する者に限る。）に対して、指定通所介護受託居宅サービス事業者が、施設基準第4号ホに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所（指定居宅サービス基準第105条の4第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。）において、指定療養通所介護（指定居宅サービス基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合には、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画（指定居宅サービス基準第105条の12第1項に規定する療養通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、通所介護費のホの所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ハ イ及びロについては、通所介護費の注1から注11まで及びヘについては適用しない。

7 指定通所リハビリテーション

利用者に対して、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。）において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画（指定居宅サービス基準第115条第1項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費（以下「通所リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第9号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所リハビリテーションを行う場合は、通所リハビリテーション費のイの所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、通所リハビリテーション費の注1から注12までは適用しない。

8 指定福祉用具貸与（1月につき）

利用者に対して、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、指定福祉用具貸与を行った場合には、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た単位数）を算定する。なお、指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1及び注3については適用しない。

9 指定認知症対応型通所介護

利用者に対して、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、施設基準第17号に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は共用型指定認知症対応

利用者に対して、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、施設基準第5号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。）において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画（指定居宅サービス基準第115条第1項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費（以下「通所リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第10号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所リハビリテーションを行う場合は、通所リハビリテーション費のイ(2)、ロ(2)又はハ(2)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、通所リハビリテーション費の注1及び注3から注17まで並びに二は適用しない。

8 指定福祉用具貸与（1月につき）

利用者に対して、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、指定福祉用具貸与を行った場合には、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た単位数）を算定する。なお、指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については適用しない。

9 指定認知症対応型通所介護

利用者に対して、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、施設基準第23号に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指

型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費（以下「認知症対応型通所介護費」という。以下同じ。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第9号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、認知症対応型通所介護費のイ(1)(-)若しくは(2)(-)又はロ(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、認知症対応型通所介護費の注1から注8までについては適用しない。

別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） 63単位

注 利用者に対して、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第254条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）が、基本サービス（指定介護予防サービス基準第253条に規定する基本サービスをいう。）を行った場合に算定する。

2 指定介護予防訪問介護（1月につき）
利用者に対して、指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス基

定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費（以下「認知症対応型通所介護費」という。以下同じ。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第23号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、認知症対応型通所介護費のイ(1)(-)若しくは(2)(-)又はロ(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、認知症対応型通所介護費の注1から注9まで及びハについては適用しない。

別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） 60単位

注1 利用者に対して、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第254条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）が、基本サービス（指定介護予防サービス基準第253条に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に算定する。

2 養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）である指定介護予防特定施設において、別に厚生労働大臣が定める者に対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

2 指定介護予防訪問介護（1月につき）
利用者に対して、指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス基

準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者(指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(定める者等第1号に規定する者を除く。)が、指定介護予防訪問介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費(以下「介護予防訪問介護費」という。)の注1のイからハまでの区分に応じ、介護予防訪問介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問介護費の注1から注5までについては適用しない。

3 指定介護予防訪問入浴介護

利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス基準第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の看護職員1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費(以下「介護予防訪問入浴介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問入浴介護費の注1から注5までについては適用しない。

4 指定介護予防訪問看護

通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他定める者等第3号に規定する疾病等の患者を除く。)に対して、指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の看護師等が、その主治の医師の指示(指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)にあっては、主治の医師が交付した文書による指示)及び介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス基準第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。以下同じ。)に基づき、指定介護予防訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費(以下「介護予防訪問看護費」という。以下同じ。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する(所要時間が20分未満のものについては、指定介護予防訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場合に限り、算定

準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者(指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(定める者等第1号に規定する者を除く。)が、指定介護予防訪問介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費(以下「介護予防訪問介護費」という。)の注1のイからハまでの区分に応じ、介護予防訪問介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問介護費の注1から注7まで及びニについては適用しない。

3 指定介護予防訪問入浴介護

利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス基準第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の看護職員1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費(以下「介護予防訪問入浴介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問入浴介護費の注1から注7まで及びロについては適用しない。

4 指定介護予防訪問看護

通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他定める者等第3号に規定する疾病等の患者を除く。)に対して、指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の看護師等が、その主治の医師の指示(指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)にあっては、主治の医師が交付した文書による指示)及び介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス基準第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。以下同じ。)に基づき、指定介護予防訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費(以下「介護予防訪問看護費」という。以下同じ。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する(所要時間が20分未満のものについては、指定介護予防訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場合に限り、算定

する。)。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。なお、介護予防訪問看護費の注1から注5まで及び注7については適用しない。

イ 所要時間30分未満の場合 383単位
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 747単位

5 指定介護予防訪問リハビリテーション（1日につき）

通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費（以下「介護予防訪問リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問リハビリテーション費の注1から注4までについては適用しない。

6 指定介護予防通所介護（1月につき）

利用者に対して、指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第45号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）において、指定介護予防通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費（以下「介護予防通所介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所介護費のイの注1から注3までについては、適用しない。

イ 運動器機能向上加算 203単位
注 介護予防通所介護費のハの運動器機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
ロ 栄養改善加算 90単位

する。)。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。なお、介護予防訪問看護費の注1から注9まで及び注11並びにハについては適用しない。

イ 所要時間30分未満の場合 383単位
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 747単位

5 指定介護予防訪問リハビリテーション（1回につき）

通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費（以下「介護予防訪問リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問リハビリテーション費の注1から注4まで及びロについては適用しない。

6 指定介護予防通所介護（1月につき）

利用者に対して、指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第62号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）において、指定介護予防通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費（以下「介護予防通所介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所介護費のイの注1から注5まで並びにロ、ヘ及びトについては適用しないこととし、ハからホまでについては、次のとおり算定することとする。

イ 運動器機能向上加算 203単位
注 介護予防通所介護費のハの運動器機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
ロ 栄養改善加算 135単位
注 介護予防通所介護費のニの栄養改善サービスを行った場合に、

注 介護予防通所介護費のニの栄養改善サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。	
ハ 口腔機能向上加算 90単位	ハ 口腔機能向上加算 135単位
注 介護予防通所介護費のホの口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。	注 介護予防通所介護費のホの口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
7 指定介護予防通所リハビリテーション（1月につき） 利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）において、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費（以下「介護予防通所リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所リハビリテーション費の注1から注3までについては、適用しない。	7 指定介護予防通所リハビリテーション（1月につき） 利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）において、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費（以下「介護予防通所リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所リハビリテーション費の注1から注5まで並びにホ及びヘについては、適用しないこととし、ロからニまでについては、次のとおり算定することとする。
イ 運動器機能向上加算 203単位	イ 運動器機能向上加算 203単位
注 介護予防通所リハビリテーション費のロの運動器機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。	注 介護予防通所リハビリテーション費のロの運動器機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
ロ 栄養改善加算 90単位	ロ 栄養改善加算 135単位
注 介護予防通所リハビリテーション費のハの栄養改善サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。	注 介護予防通所リハビリテーション費のハの栄養改善サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
ハ 口腔機能向上加算 90単位	ハ 口腔機能向上加算 135単位
注 介護予防通所リハビリテーション費のニの口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。	注 介護予防通所リハビリテーション費のニの口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
8 指定介護予防福祉用具貸与（1月につき） 利用者に対して、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合には、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防特定施設の所在地の特定施設入居者生活介護に適用される単位の1単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た単位数）を算定する。なお、介護	8 指定介護予防福祉用具貸与（1月につき） 利用者に対して、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合には、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防特定施設の所在地の特定施設入居者生活介護に適用される単位の1単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た単位数）を算定する。なお、介護予防福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については適用しな

予防福祉用具貸与費の注1及び注3については適用しない。

9 指定介護予防認知症対応型通所介護

利用者に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。以下同じ。）第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第55号に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費（以下「介護予防認知症対応型通所介護費」という。以下同じ。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第9号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、介護予防認知症対応型通所介護費のイ(1)(-)若しくは(2)(-)又はロ(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、認知症対応型通所介護費の注1から注8までについては適用しない。

イ 個別機能訓練加算

24単位

注 介護予防認知症対応型通所介護費の注5の個別機能訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

い。

9 指定介護予防認知症対応型通所介護

利用者に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。以下同じ。）第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第75号に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費（以下「介護予防認知症対応型通所介護費」という。以下同じ。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第23号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、介護予防認知症対応型通所介護費のイ(1)(-)若しくは(2)(-)又はロ(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注5まで並びに注9並びにハについては適用しないこととし、イ及びロの注6から注8までについては、次のとおり算定することとする。

イ 個別機能訓練加算

24単位

注 介護予防認知症対応型通所介護費の注6の個別機能訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 栄養改善加算 <u>90単位</u> 注 介護予防認知症対応型通所介護費の<u>注6</u>の栄養改善サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。	ロ 栄養改善加算 <u>135単位</u> 注 介護予防認知症対応型通所介護費の<u>注7</u>の栄養改善サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
ハ 口腔機能向上加算 <u>90単位</u> 注 介護予防認知症対応型通所介護費の<u>注7</u>の口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。	ハ 口腔機能向上加算 <u>135単位</u> 注 介護予防認知症対応型通所介護費の<u>注8</u>の口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

○介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成十二年厚生省告示第三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第六十八条第四項及び第八十七条第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則第六十八条第四項及び第八十七条第三項に規定する厚生大臣が定めるところにより算定した費用の額を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。 一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注10から注12までの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問介護費の注3から注5までの規定による加算に係る費用の額 二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注4から注6までの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注4から注6までの規定による加算に係る費用の額 三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注5から注7まで及び注10の規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注5から注7までの規定による加算に係る費用の額 四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の注2の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サ	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。 一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注10の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問介護費の注3の規定による加算に係る費用の額 二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注4の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注4の規定による加算に係る費用の額 三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注3及び注6の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注3の規定による加算に係る費用の額

ービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費の注2の規定による加算に係る費用の額	五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注5の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費の注2の規定による加算に係る費用の額	六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注7の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費の注2の規定による加算に係る費用の額	七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注14、イ(6)、ロ(8)、ハ(6)及びニ(7)に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注12、イ(4)、ロ(6)、ハ(4)及びニ(5)に係る費用の額	八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注3までの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注1から注3までの規定による加算に係る費用の額	九 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のホの規定による加算に係る費用の額及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のハの規定による加算に係る費用の額
四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注10、イ(7)、ロ(9)、ハ(7)及びニ(8)に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注8、イ(5)、ロ(7)、ハ(5)及びニ(6)に係る費用の額	五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注1の規定による加算に係る費用の額				

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第四百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第六条第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者は、<u>看護師、准看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士又は介護支援専門員（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。）とする。</u>	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第六条第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者は、<u>看護師、介護福祉士、医師、保健師又は社会福祉士とする。</u>

○厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百二十七条第三項第一号及び第百四十五条第三項第一号、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第九条第三項第一号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十一条第三項第一号並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十二条第三項第一号の規定に基づき、厚生大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。ただし、平成十二年三月三十一日において現にその定員が三人又は四人である病室について特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を受けている病院又は診療所の当該病室については、当分の間、第二号イ及び第五号イ中「一人又は二人」とあるのは「四人以下」とし、平成十二年三月三十一日において現に特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を受けている病院又は診療所であつて第二号ロ及び第五号ロに掲げる基準を満たさないものについては、平成十五年三月三十一日までの間、これらの規定は適用しないものとし、平成十二年三月三十一日において現に特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を受けている介護老人保健施設、病院又は診療所の療養室等であつて第二号ハ及び第四号ハに掲げる基準を満たさないものについては、当分の間、これらの規定は適用しないものとする。 一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準 イゝホ 略	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百二十七条第三項第一号及び第百四十五条第三項第一号、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第九条第三項第一号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十一条第三項第一号並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十二条第三項第一号の規定に基づき、厚生大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。ただし、平成十二年三月三十一日において現にその定員が三人又は四人である病室について特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を受けている病院又は診療所の当該病室については、当分の間、第二号イ及び第五号イ中「一人又は二人」とあるのは「四人以下」とし、平成十二年三月三十一日において現に特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を受けている病院又は診療所であつて第二号ロ及び第五号ロに掲げる基準を満たさないものについては、平成十五年三月三十一日までの間、これらの規定は適用しないものとし、平成十二年三月三十一日において現に特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を受けている介護老人保健施設、病院又は診療所の療養室等であつて第二号ハ及び第四号ハに掲げる基準を満たさないものについては、当分の間、これらの規定は適用しないものとする。 一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準 イゝホ 略

へ
その他

(1) イからホまでに掲げる特別な居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）の提供に当たっては、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号。以下「指針」という。）第二号イに規定する居住、滞在及び宿泊に係る利用料の追加的費用であることをイ及びロに掲げる利用者、ハ及びニに掲げる入所者等並びにホに掲げる入院患者（以下「利用者等」という。）又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

(2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注11、ロ(1)から(5)までの注10、ハ(1)から(3)までの注8及びニ(1)から(4)までの注5並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注15並びに注16、介護保健施設サービスのイ及びロの注10並びに注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注11、イ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1)から(3)までの注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のイからニまでの注15及び注16並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注7並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)

へ
その他

(1) イからホまでに掲げる特別な居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）の提供に当たっては、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号。以下「指針」という。）第二号イに規定する居住、滞在及び宿泊に係る利用料の追加的費用であることをイ及びロに掲げる利用者、ハ及びニに掲げる入所者等並びにホに掲げる入院患者（以下「利用者等」という。）又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

(2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに短期入所療養介護費のイ(1)、(2)及び(3)の注7、ロ(1)から(5)までの注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6、ニ(1)から(4)までの注5及びホ(1)、(2)及び(3)の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12及び注13、介護保健施設サービスのイ及びロの注10及び注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注10、イ(1)から(4)までの注11、ロ(1)及び(2)の注7、ロ(1)及び(2)の注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6及びハ(1)、(2)及び(3)の注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のイ、ロ、ハ及びニの注12及び注13並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに介護予防短期入所療養

の注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにニ(1)から(3)までの注4に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。

二 利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準

イ
ハ
略

介護費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(4)までの注7、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)、(2)及び(3)の注4及びホ(1)及び(2)の注3に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。

二 利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準

イ
ハ
略

○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第九十六条第四項、第二百二十七条第四項、第四百十条の六第四項、第四百四十五条第四項及び第五百五十五条の五第四項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第九条第四項及び第四十一条第四項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十一条第四項及び第四十二条第四項並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十二条第四項及び第四十二条第四項の規定に基づき、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。 一 適正な手続の確保 指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護予防通所介護事業者、指定介護予防生活介護事業者、指定介護予防短期入所療養介護事業者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第九十六条第四項、第二百二十七条第四項、第四百十条の六第四項、第四百四十五条第四項及び第五百五十五条の五第四項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第九条第四項及び第四十一条第四項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十一条第四項及び第四十二条第四項並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十二条第四項及び第四十二条第四項の規定に基づき、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。 一 適正な手続の確保 指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護予防通所介護事業者、指定介護予防生活介護事業者、指定介護予防短期入所療養介護事業者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所

介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所等」という。）における居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イハ 略

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

(i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）並びにユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注11、ロ(1)から(5)までの注10、ハ(1)から(3)までの注8及びニ(1)から(4)までの注5並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注15並びに注16、介護保健施設サービスのイ及びロの注10並びに注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注11、イ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1)から(3)までの注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚

介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所等」という。）における居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イハ 略

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

(i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）並びにユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに短期入所療養介護費のイ(1)、(2)及び(3)の注7、ロ(1)から(5)までの注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6、ニ(1)から(4)までの注5及びホ(1)、(2)及び(3)の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12及び注13、介護保健施設サービスのイ及びロの注10及び注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注10、イ(1)から(4)までの注11、ロ(1)及び(2)の注7、ロ(1)及び(2)の注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6及びハ(1)、(2)及び(3)の注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する

三 略	ロ 略	(2) 略	(ii) ユニットに属さない居室等のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用、入所又は入院するものの光熱水費に相当する額	生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のイからニまでの注15及び注16並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注7並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにニ(1)から(3)までの注4に定める者(以下「従来型個室特例対象者」という。)が利用、入所又は入院するものは除く。)室料及び光熱水費に相当する額
三 略	ロ 略	(2) 略	(ii) ユニットに属さない居室等のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用、入所又は入院するものの光熱水費に相当する額	基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のイ、ロ、ハ及びニの注12及び注13並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(4)までの注7、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)、(2)及び(3)の注4及びホ(1)及び(2)の注3に定める者(以下「従来型個室特例対象者」という。)が利用、入所又は入院するものは除く。)室料及び光熱水費に相当する額

○介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号及び第六十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
従来型個室（特養等）	一日につき千百五十円
従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百四十円

現 行

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号及び第六十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
従来型個室（特養等）	一日につき千百五十円
従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百四十円

多床室

一日につき三百二十円

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）、併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型診療所療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）若しくはユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）、ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）のユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）

多床室

一日につき三百二十円

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）、併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型診療所療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）若しくはユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）、ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）のユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）

のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(二)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(二)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(二)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(三)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(二)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(二)、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(二)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(二)、ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(一)のユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(二)のユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(二)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

三 (略)

四 この表において「従来型個室(老健・療養等)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費(一)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(二)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(二)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(二)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(三)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(二)、病院療養病床短期入所療養介護費(一)の病院療養病床短期入所療養介護費(二)、病院療養病床短期入所療養介護費(二)の病院療養病床短期入所療養介護費(二)、病院療養病床短期入所療養介護費(三)の病院療養病床短期入所療養介護費(一)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(二)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(二)、診療所短期入所療養介護費(一)の診療所短期入所療養介護費(二)、診療所短期入所療養介護費(二)の診療所短期入所療養介護費(二)、認知症疾患型短期入所療養介護費(一)の認知症疾患型短期入所療養介護費(二)、認知症疾患型短期入所療養介護費(二)の認知

一)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(二)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(二)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(二)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(三)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(二)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(二)、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(二)、ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(二)、ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(一)のユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(二)のユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(二)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

三 (略)

四 この表において「従来型個室(老健・療養等)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費(一)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(二)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(二)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(二)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(三)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(二)、病院療養病床短期入所療養介護費(一)の病院療養病床短期入所療養介護費(二)、病院療養病床短期入所療養介護費(二)の病院療養病床短期入所療養介護費(二)、病院療養病床短期入所療養介護費(三)の病院療養病床短期入所療養介護費(一)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(二)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(二)、診療所療養病床短期入所療養介護費(一)の診療所療養病床短期入所療養介護費(二)、診療所療養病床短期入所療養介護費(二)の診療所療養病床短期入所療養介護費(二)、認知症疾患型短期入所療養介護費(一)の認知症疾患型短期入所療養介護費(二)、認知症疾患型短期入所療養介護費(二)の認知症疾患型短期入所療養介護費(二)の認知

[illegible]

Ⅲ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅶ)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅶ)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅷ)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

○厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第二百七十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成二十年厚生労働省告示第二百七十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等を次のように定め、平成二十年五月一日から適用する。 一〇六 （略） 七 リハビリテーション指導管理の施設基準 専ら従事する常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が一人以上配置されていること。 八・九 （略）	厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成二十年厚生労働省告示第二百七十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等を次のように定め、平成二十年五月一日から適用する。 一〇六 （略） 七 リハビリテーション指導管理の施設基準 専ら従事する常勤の理学療法士又は作業療法士が一人以上配置されていること。 八・九 （略）

介護報酬単位の見直し案

(変更点は下線部)

現 行	改 正 案
○厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数（平成十八年厚生労働省告示二百六十三号） 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数は、別表に定めるとおりとする。 別表 1 （略） 2 定期巡回サービス費（1回につき） <u>347単位</u> 注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、定期巡回サービス（同項に規定する定期巡回サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。 3・4 （略）	○厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数（平成十八年厚生労働省告示二百六十三号） 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数は、別表に定めるとおりとする。 別表 1 （略） 2 定期巡回サービス費（1回につき） <u>381単位</u> 注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、定期巡回サービス（同項に規定する定期巡回サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。 3・4 （略）

○厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年二月二十九日厚生省告示第五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案						現 行	
厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成十一年三月厚生省告示第九十九号）第六号の規定に基づき、厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生大臣が定める地域を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平一二厚告五〇六・改称）						厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成十一年三月厚生省告示第九十九号）第六号の規定に基づき、厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生大臣が定める地域を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平一二厚告五〇六・改称）	
北海道		都道府県名		市町村名		当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称	
函館市		恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新恵山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町及び銚子町		名寄市		風連町	
歌志内市				伊達市		大滝区	
福島町		字松浦、字吉野、字館崎、字吉岡、字美山、字豊浜及び字宮歌					

森町	せたな町	蘭越町	ニセコ町	真狩村
字砂原西一丁目、字砂原西二丁目、字砂原西三丁目、字砂原西四丁目、字砂原西五丁目、字砂原一丁目、字砂原二丁目、字砂原三丁目、字砂原四丁目、字砂原五丁目、字砂原六丁目、字砂原東一丁目、字砂原東二丁目、字砂原東三丁目、字砂原東四丁目、字砂原東五丁目、字砂原原野四線、字砂原原野五線、字砂原原野六線、字砂原原野七線及び字砂原原野八線	大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大成区都、大成区本陣、大成区久遠、大成区花歌、北檜山区西丹羽、北檜山区丹羽、北檜山区東丹羽、北檜山区小倉山、北檜山区松岡、北檜山区徳島、北檜山区愛知、北檜山区兜野、北檜山区豊岡、北檜山区北檜山区及び瀬棚区	字川上、字立川、昆布町、字黄金、字湯里、字日出、蘭越町、字豊国、字旭台、字水上、字大谷、字淀川、字栄、字富岡、字新見、字吉国、字上里、字三和、名駒町、字鮎川、字清水、字共栄、字御成、字初田、字三笠、字相生、目名町、字貝川、字田下、字讃岐及び上目名		

森町	せたな町	蘭越町	ニセコ町	真狩村
字砂原西一丁目、字砂原西二丁目、字砂原西三丁目、字砂原西四丁目、字砂原西五丁目、字砂原一丁目、字砂原二丁目、字砂原三丁目、字砂原四丁目、字砂原五丁目、字砂原六丁目、字砂原東一丁目、字砂原東二丁目、字砂原東三丁目、字砂原東四丁目、字砂原東五丁目、字砂原原野四線、字砂原原野五線、字砂原原野六線、字砂原原野七線及び字砂原原野八線	大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大成区都、大成区本陣、大成区久遠、大成区花歌、北檜山区西丹羽、北檜山区丹羽、北檜山区東丹羽、北檜山区小倉山、北檜山区松岡、北檜山区徳島、北檜山区愛知、北檜山区兜野、北檜山区豊岡、北檜山区北檜山区及び瀬棚区	字川上、字立川、昆布町、字黄金、字湯里、字日出、蘭越町、字豊国、字旭台、字水上、字大谷、字淀川、字栄、字富岡、字新見、字吉国、字上里、字三和、名駒町、字鮎川、字清水、字共栄、字御成、字初田、字三笠、字相生、目名町、字貝川、字田下、字讃岐及び上目名		

安平町	洞爺湖町	厚真町	壮瞥町	大空町	上湧別町	佐呂間町	北竜町	雨竜町	浦臼町	奈井江町	積丹町	共和町	留寿都村
	洞爺町、旭浦、大原、川東、成香、岩屋、香川、財田、富丘及び伏見										大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町	南幌似、前田、老古美、梨野舞納、宮丘、発足及び幌似	

安平町	洞爺湖町	厚真町	壮瞥町	大空町	上湧別町	佐呂間町	北竜町	雨竜町	浦臼町	奈井江町	積丹町	共和町	留寿都村
	洞爺町、旭浦、大原、川東、成香、岩屋、香川、財田、富丘及び伏見										大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町	南幌似、前田、老古美、梨野舞納、宮丘、発足及び幌似	

厚岸町	本別町	幕別町	更別村	中札内村	鹿追町	士幌町	日高町	むかわ町
太田一の通り、太田二の通り、太田三の通り、太田四の通り、太田五の通り、太田六の通り、太田七の通り、太田八の通り、太田九の通り、太田東、太田西、太田北、乙		忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類元忠類、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成					富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜、富川南、富川西、富川駒丘、門別本町、字緑町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊郷、字旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、字賀張、字清島、字正和及び字三和	

厚岸町	本別町	幕別町	更別村	中札内村	鹿追町	士幌町	日高町	むかわ町
太田一の通り、太田二の通り、太田三の通り、太田四の通り、太田五の通り、太田六の通り、太田七の通り、太田八の通り、太田九の通り、太田東、太田西、太田北、乙		忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類元忠類、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成					富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜、富川南、富川西、富川駒丘、門別本町、字緑町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊郷、字旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、字賀張、字清島、字正和及び字三和	

幌、太田宏陽、サッテベツ、大別、セタニ
ウシ、大字大田村十六番、太田南、光栄
、片無去、上尾幌(国有地の一部に限る。)
、門静四丁目、白浜(二丁目百二十七番、三
丁目一番から三丁目三番、三丁目五番、三
丁目五十番から三丁目九十一番、四丁目一
番から四丁目二百五十六番に限る。)、宮園
(二丁目一番、二丁目九十六番から二丁目三
百五番、二丁目三百七番から二丁目三百七
十二番、二丁目三百七十八番から二丁目三
百七十九番、二丁目三百八十一番、二丁目
四百五十七番から二丁目四百七十五番、三
丁目三番から三丁目七番、三丁目九番、三
丁目十番、三丁目十二番から三丁目百二十
三番、三丁目百二十六番から三丁目百五十
七番、四丁目一番から四丁目八十四番、四
丁目八十六番から四丁目百八番、四丁目百
十番から四丁目百十六番に限る。)、サンヌ
シ、山の手(二丁目一番、一丁目六番、一丁
目十七番から一丁目二十六番、一丁目三十
九番、一丁目五十五番から一丁目六十六番
、一丁目六十八番から一丁目九十二番、一
丁目九十六番から一丁目百番、一丁目百三
番から一丁目百二十七番、一丁目百二十九
番から一丁目百四十二番、一丁目百四十五
番から一丁目百四十七番、一丁目百五十番
、一丁目百六十三番、二丁目一番、二丁目
二番、二丁目四番から二丁目二十二番、二
丁目二十四番から二丁目四十番、二丁目四
十六番から二丁目五十七番、三丁目一番か

幌、太田宏陽、サッテベツ、大別、セタニ
ウシ、大字大田村十六番地、太田南、片無
去、上尾幌(国有地の一部に限る。)、門静
四丁目、字白浜町(七十七番地一から七十七
番地五、七十七番地八から七十七番地三十
六、七十七番地三十八から七十七番地九十
二、七十七番地九十六から七十七番地二百
七十七、七十八番地一から七十八番地六、
七十九番地、八十番地、八十一番地に限る
。)、字宮園町(百七十七番地四、百八十五
番地一、百八十五番地二、百八十六番地一
から百八十六番地五、百八十七番地一から
百八十七番地十一、百八十七番地十三から
百八十七番地五十七、百九十一番地一、百
九十一番地三から百九十一番地六、百九十
一番地八から百九十一番地五十八、百九十
二番地一から百九十二番地十、百九十三番
地一から百九十三番地十一、百九十三番地
十六から百九十三番地二百十二、百九十三
番地二百三十、百九十三番地二百三十二か
ら百九十三番地二百四十八、百九十三番地
二百五十から百九十三番地二百五十四、百
九十三番地二百五十六から百九十三番地二
百七十六、百九十四番地一から百九十四番
地七十一、百九十四番地七十四から百九十
四番地百六十九、百九十四番地百七十一か
ら百九十四番地二百五十七、百九十四番地
二百六十から百九十四番地二百七十五、二
百五番地、二百六番地一から二百六番地三
、二百七番地、二百八番地、二百九番地一

ら三丁目七十二番、四丁目三番から四丁目七番、四丁目十三番から四丁目十八番に限る。）

から二百九番地三、二百十番地、二百十一番地、二百十二番地、二百十三番地、二百十四番地、二百十五番地、二百十六番地に限る。）、サンヌシ及び字住の江町（十一番地一、十一番地三から十一番地九、十一番地十二、十一番地四十五、十一番地八十、十一番地百十六、十一番地百十七、十一番地百二十から十一番地百二十二、十一番地百二十五、十一番地百二十七から十一番地百二十九、十一番地百三十二から十一番地百三十七、十一番地百四十、十一番地百五十八、十一番地百五十九、十一番地百六十四から十一番地百七十六、十一番地百七十九から十一番地百八十五、十一番地百九十六、十一番地百九十七、十一番地二百二から十一番地二百四十八、十一番地二百五十七、十一番地二百五十九、十一番地二百六十三、十一番地二百七十六から十一番地二百八十三、十一番地二百八十五、十一番地三百一から十一番地三百三、十一番地三百五十九、十一番地三百七十三から十一番地三百七十七、十一番地三百八十一から十一番地三百八十六、十一番地三百八十八から十一番地三百九十一、十一番地三百九十三、十一番地三百九十五、十一番地三百九十九から十一番地四百二、十一番地四百四から十一番地四百六、十一番地四百八から十一番地四百十、十一番地四百十一の一部、十一番地四百十二から十一番地四百十四、十

岩手県				
盛岡市	弟子屈町	標茶町	浜中町	
上米内(字白石、字小浜及び字畑十一番地から三十六番地までの地域に限る。)、新庄(字上八木田、字下八木田、字銭掛及び字小貝沢の地域に限る。)、浅岸(字元信の地域に限る。)、黒川(一地割から三地割までの		字チャンベツ原野、字上チャンベツ原野、字中チャンベツ原野、字雷別、字下チャンベツ、字中チャンベツ、字チャンベツ及び字片無去		

岩手県				
盛岡市	弟子屈町	標茶町	浜中町	
上米内(字白石、字小浜及び字畑十一番地から三十六番地までの地域に限る。)、新庄(字上八木田、字下八木田、字銭掛及び字小貝沢の地域に限る。)、浅岸(字元信の地域に限る。)、黒川(一地割から三地割までの		字チャンベツ原野、字上チャンベツ原野、字中チャンベツ原野、字雷別、字下チャンベツ、字中チャンベツ、字チャンベツ及び字片無去		一番地四百十八から十一番地四百二十三、十一番地四百二十八、十一番地四百四十から十一番地四百四十四、十一番地四百六十三、十一番地四百六十四、十一番地四百六十八から十一番地四百七十五、十一番地四百八十一、十一番地四百八十四から十一番地四百九十八、十一番地五百から十一番地五百九、十一番地五百十六、十一番地五百十七、十一番地五百二十から十一番地五百二十三、十一番地五百二十五、十一番地五百二十六、十一番地五百二十七の一部、十一番地五百二十八から十一番地五百三十三、十一番地五百三十六、十一番地五百三十七、十一番地五百三十九から十一番地五百四十五、十一番地八百九十四に限る。)

山形県	秋田県		宮城県				
	市	鹿角市	女川町	加美町	丸森町	栗原市	
尾花沢市	由利本荘市	尾去沢	御前浜、大石原浜、野々浜、塚浜（塚浜、小屋取及び竹ノ尻の地域に限る。）、飯子浜、桐ヶ崎、横浦、指ヶ浜、高白浜、尾浦、尾浦町及び竹浦	小泉、木舟、谷地森、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、孫沢、米泉、君ヶ袋及び沼ヶ袋	耕野及び大張	栗駒耕英及び栗駒大峰	地域に限る。）、手代森（一地割及び十八地割の地域に限る。）、大ヶ生（一地割、二地割、八地割、九地割、十三地割から十七地割まで、二十三地割、二十七地割、二十八地割、三十地割及び三十一地割の地域に限る。）、乙部（一地割の地域に限る。）、玉山区馬場（字前田、字高木、字赤坂、字太子堂、字葛巻及び字川久保の地域に限る。）、
大字丹生、大字正厳、大字行沢、大字中島、大字押切、大字高橋、大字富山、大字市野々、大字岩谷沢、大字荻袋、大字寺内、大字南沢、大字野黒沢、大字芦沢、大字名	鳥海町伏見、鳥海町栗沢、鳥海町上川内、鳥海町下川内及び鳥海町小川						

山形県	秋田県		宮城県				
	市	鹿角市	女川町	加美町	丸森町	栗原市	
尾花沢市	由利本荘市	尾去沢	御前浜、大石原浜、野々浜、塚浜（塚浜、小屋取及び竹ノ尻の地域に限る。）、飯子浜、桐ヶ崎、横浦、指ヶ浜、高白浜、尾浦、尾浦町及び竹浦	小泉、木舟、谷地森、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、孫沢、米泉、君ヶ袋及び沼ヶ袋	耕野及び大張	栗駒耕英及び栗駒大峰	地域に限る。）、手代森（一地割及び十八地割の地域に限る。）、大ヶ生（一地割、二地割、八地割、九地割、十三地割から十七地割まで、二十三地割、二十七地割、二十八地割、三十地割及び三十一地割の地域に限る。）、乙部（一地割の地域に限る。）、玉山区馬場（字前田、字高木、字赤坂、字太子堂、字葛巻及び字川久保の地域に限る。）、
大字丹生、大字正厳、大字行沢、大字中島、大字押切、大字高橋、大字富山、大字市野々、大字岩谷沢、大字荻袋、大字寺内、大字南沢、大字野黒沢、大字芦沢、大字名	伏見、栗沢、上川内、下川内及び小川						

新潟県	栃木県	福島県						
十日町市	鹿沼市	郡山市	戸沢村	鮭川村	舟形町	大江町		木沢及び大字毒沢
蒔平、儀明、小池、田野倉、名平、室野、蒲生、木和田原、仙納、峠、福島、松之山、松之山光間、松之山新山、松之山水梨、松之山小谷、松之山大荒戸、松之山松口、松之山三桶、松之山沢口、松之山猪之名、松之山藤内名、松之山橋詰、松之山坂下、	深程	湖南町（浜路、横沢、舘、船津及び中野の地域に限る。）	大字岩清水、大字津谷、大字名高、大字神田及び大字松坂	大字川口、大字向居、大字佐渡、大字中渡、大字石名坂及び大字京塚	大字長沢、大字舟形、大字長者原及び大字富田	大字本郷甲、大字本郷乙、大字本郷丙、大字本郷丁、大字本郷戊、大字本郷己、大字荻野、大字堂屋敷、大字塩の平、大字所部、大字顔好甲、大字顔好乙、大字材木、大字橋上、大字小鉦、大字十八才甲、大字十八才乙、大字檜山、大字月布、大字大鉢及び大字原田		

</								

石川県							
輪島市	小松市	津南町	阿賀町	上越市	糸魚川市	村上	
町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、尊利地町、小田屋町、忍町、東印内町、西院内町、渋田町、西山町、東山町、門前町、門前町清水、門前町走出、門前町和田、門前町高根尾、門前町本市、門前町栃	嵐町及び中ノ峠町	大字秋成、大字穴藤、大字結束、大字赤沢、大字上郷大井平、大字上郷子種新田、大字上郷宮野原、大字上郷寺石、大字上郷上田、大字芦ヶ崎、大字赤沢、大字谷内、大字中深見、大字外丸及び大字三箇		安塚区	大字御前山及び大字市野々	寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、桧原及び板屋越	松之山観音寺、松之山古戸、松之山湯山、松之山湯本、松之山黒倉、松之山天水越、松之山天水島、松之山藤倉、松之山中尾、松之山東川、松之山上鰾池、松之山下鰾池、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山赤倉、松之山東山及び浦田

石川県							
輪島市	小松市	朝日村	津南町	阿賀町	上越市	糸魚川市	
町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、尊利地町、小田屋町、忍町、東印内町、西院内町、渋田町、西山町、東山町、門前町、清水、走出、和田、高根尾、本市、栃木、深田、広瀬、日野尾、鬼屋、館、広岡、西	嵐町及び中ノ峠町	大字寺尾、大字宮ノ下、大字下中島、大字鵜渡路、大字上野、大字川端、大字猿沢、大字桧原及び大字板屋越	大字秋成、大字穴藤、大字結束、大字赤沢、大字上郷大井平、大字上郷子種新田、大字上郷宮野原、大字上郷寺石、大字上郷上田、大字芦ヶ崎、大字赤沢、大字谷内、大字中深見、大字外丸及び大字三箇		安塚区	大字御前山及び大字市野々	松之山観音寺、松之山古戸、松之山湯山、松之山湯本、松之山黒倉、松之山天水越、松之山天水島、松之山藤倉、松之山中尾、松之山東川、松之山上鰾池、松之山下鰾池、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山赤倉、松之山東山及び浦田

穴水町	志賀町	白山市	珠洲市	
甲、山中、鹿波、鹿上、野並、曾良、大郷、沖波、前波、宇加川、明千寺、花園、古	酒見、大福寺、稲敷、栢木、香能、福浦港、赤崎、小窪、鹿頭、笹波及び前浜	尾添、女原、釜谷、五味島、瀬戸、鵠ヶ谷、荒谷、東二口及び深瀬	上戸町及び三崎町	木、門前町深田、門前町広瀬、門前町日野尾、門前町鬼屋、門前町館、門前町広岡、門前町西中尾、門前町小滝、門前町上河内、門前町猿橋、門前町小石、門前町植戸、門前町風原、門前町赤神、門前町飯川谷、門前町池田、門前町入山、門前町窠、門前町上代、門前町江崎、門前町大釜、門前町大切、門前町大泊、門前町鍛冶屋、門前町久川、門前町北川、門前町切狭、門前町木原月、門前町黒岩、門前町腰細、門前町小山、門前町是清、門前町椎木、門前町神明原、門前町白禿、門前町新町分、門前町清沢、門前町千代、門前町滝町、門前町館分、門前町釵地、門前町中田、門前町西中谷、門前町馬場、門前町藤浜、門前町二又、門前町馬渡、門前町南、門前町山是清、門前町渡瀬、門前町大生、門前町鹿磯、門前町勝田、門前町道下、門前町深見、門前町六郎木及び門前町黒島町

穴水町	志賀町	白山市	珠洲市	
甲、山中、鹿波、鹿上、野並、曾良、大郷、沖波、前波、宇加川、明千寺、花園、古	酒見、大福寺、稲敷、栢木、香能、福浦港、赤崎、小窪、鹿頭、笹波及び前浜	尾添、女原、釜谷、五味島、瀬戸、鵠ヶ谷、荒谷、東二口及び深瀬	上戸町及び三崎町	中尾、小滝、上河内、猿橋、小石、植戸、風原、赤神、飯川谷、池田、入山、窠、上代、江崎、大釜、大切、大泊、鍛冶屋、久川、北川、切狭、木原月、黒岩、腰細、小山、是清、椎木、神明原、白禿、新町分、清沢、千代、滝町、館分、釵地、中田、西中谷、馬場、藤浜、二又、馬渡、南、山是清、渡瀬、大生、鹿磯、勝田、道下、深見、六郎木及び黒島町

静岡県		長野県					山梨県					
沼津市	浜松市	白馬村	池田町	筑北村	麻績村	大町市	湖町	富士河口	甲斐市	甲府市	能登町	
井田及び舟山	横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）佐久間町佐久間、佐久間町中部及び佐久間町半場		大字広津及び大字陸郷	坂北		平		精進、本栖、富士嶺	菅口及び福沢	古閑町、梯町	松波、恋路、明生、布浦、上、福光、滝之坊、田代、駒渡、宮犬、不動寺、行延、時長、泉、満泉寺、山中、羽生、国重、九里川尻、秋吉、河ヶ谷、清真、立壁、四方山、白丸、内浦長尾及び新保	君及び竹太

静岡県		長野県					山梨県				
沼津市	浜松市	白馬村	池田町	筑北村	麻績村	大町市	富士河口湖町	甲斐市	甲府市	能登町	
井田及び舟山	横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）佐久間町佐久間、佐久間町中部及び佐久間町半場		大字広津及び大字陸郷	坂北		平	精進、本栖、富士嶺	菅口及び福沢	古閑町、梯町	松波、恋路、明生、布浦、上、福光、滝之坊、田代、駒渡、宮犬、不動寺、行延、時長、泉、満泉寺、山中、羽生、国重、九里川尻、秋吉、河ヶ谷、清真、立壁、四方山、白丸、内浦長尾及び新保	君及び竹太

兵庫 県		愛知 県								
佐用町	姫路市	東栄町	設楽町	新城市	豊田市	伊豆市	藤枝市	島田市		
佐用、平福、江川、力万、須安、宇根、西大島、小日山、目高、寄延、上月、仁位、	夢前山之内(佐中、熊部、坂根及び小畑の地域に限る。)及び夢前高長	大字本郷、大字奈根、大字下田及び大字川角	田口、清崎、荒尾、和市、小松、長江、八橋及び松戸	乗本	下山田代町、田折町、蕪木町及び蘭町(大向、皿田、下海道、下洞、神田、新田、西洞、狭田、花ノ木、平岩及び分里の地域に限る。)	土肥(字平石の地域に限る。)及び小土肥(字石上の地域に限る。)	岡部町野田沢、岡部町青羽根及び岡部町玉取	伊久身、千葉、川根町家山、川根町拔里及び川根町葛籠		

兵庫 県		愛知 県								
佐用町	姫路市	東栄町	設楽町	新城市	豊田市	川根町	岡部町	伊豆市	島田市	
佐用、平福、江川、力万、須安、宇根、西大島、小日山、目高、寄延、上月、仁位、	夢前山之内(佐中、熊部、坂根及び小畑の地域に限る。)及び夢前高長	大字本郷、大字奈根、大字下田及び大字川角	田口、清崎、荒尾、和市、小松、長江、八橋及び松戸	乗本	下山田代町、田折町、蕪木町及び蘭町(大向、皿田、下海道、下洞、神田、新田、西洞、狭田、花ノ木、平岩及び分里の地域に限る。)	家山、拔里及び葛籠	三ツ野、野田沢、青羽根及び玉取	土肥(字平石の地域に限る。)及び小土肥(字石上の地域に限る。)	伊久身及び千葉	

岡山県	島根県				鳥取県	和歌山県			
	高梁市	川本町	江津市	浜田市	八頭町	有田川町	新温泉町		
川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川	矢上	大字川本、大字因原、大字都賀行、大字三原、大字田窪、大字南佐木及び大字北佐木	桜江町市山、桜江町今田、桜江町江尾及び桜江町後山（後山上及び後山下の地域に限る。）	三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内、三隅町岡見、三隅町井野、三隅町室谷及び三隅町芦谷	小別府、新興寺、安井宿、桜ヶ丘及び日下部	江住、見老津及び里野	大字境川、大字二川、大字日物川及び大字東大谷	赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋、居組、切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯野	早瀬、多賀、中島、米田、小山、安川、土井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳久及び平松

岡山県	島根県				鳥取県	和歌山県			
	高梁市	川本町	江津市	浜田市	八頭町	有田川町	新温泉町		
川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川	矢上	大字川本、大字因原、大字都賀行、大字三原、大字田窪、大字南佐木及び大字北佐木	桜江町市山、桜江町今田、桜江町江尾及び桜江町後山（後山上及び後山下の地域に限る。）	三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内、三隅町岡見、三隅町井野、三隅町室谷及び三隅町芦谷	小別府、新興寺、安井宿及び日下部	江住、見老津及び里野	大字境川、大字二川、大字日物川及び大字東大谷	赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋、居組、切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯野	早瀬、多賀、中島、米田、小山、安川、土井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳久及び平松

広島県				
美咲町	東広島市	安芸高田市	安芸太田町	
上町領家、川上町吉木、川上町舘数、備中町志藤用瀬、備中町布瀬、備中町長屋及び備中町布賀	上口、小山、栃原、中埴和、東埴和及び西	豊栄町清武、豊栄町鍛冶屋、豊栄町安宿、豊栄町別府、豊栄町乃美、豊栄町清武西及び豊栄町能良	吉田町中馬、吉田町上入江、吉田町下入江、吉田町小山、吉田町長屋、吉田町桂、甲田町高田原(字女鳥、字馬通、字恩田、字暮坪、字甲角、字観音石、字下杉、字上杉、字明光山及び字仁伍山の地域に限る。)及び甲田町上小原(字西ヶ迫、字小井逸、字百畦、字小山、字原田、字鹿渡、字温田、字城田原、字大反田、字立岩、字寺迫、字堀迫、字向山、字黒平、字大谷、字大土山、字小南、字柳逸、字池の内、字蔭近、字槇之本、字中迫、字古神出、字先迫、字切谷、字前平及び字重宏山の地域に限る。)	大字加計、大字戸河内、大字田吹、大字吉和郷、大字遊谷、大字土居、大字打梨、大字那須、大字横川、大字柴木、大字川手、大字梶ノ木、大字板ヶ谷、大字松原、大字小板、大字寺領、大字上殿、大字猪山及び大字平見谷

広島県				
美咲町	東広島市	安芸高田市	安芸太田町	
上町領家、川上町吉木、川上町舘数、備中町志藤用瀬、備中町布瀬、備中町長屋及び備中町布賀	上口、小山、栃原、中埴和、東埴和及び西	豊栄町清武、豊栄町鍛冶屋、豊栄町安宿、豊栄町別府、豊栄町乃美、豊栄町清武西及び豊栄町能良	吉田町中馬、吉田町上入江、吉田町下入江、吉田町小山、吉田町長屋、吉田町桂、甲田町高田原(字女鳥、字馬通、字恩田、字暮坪、字甲角、字観音石、字下杉、字上杉、字明光山及び字仁伍山の地域に限る。)及び甲田町上小原(字西ヶ迫、字小井逸、字百畦、字小山、字原田、字鹿渡、字温田、字城田原、字大反田、字立岩、字寺迫、字堀迫、字向山、字黒平、字大谷、字大土山、字小南、字柳逸、字池の内、字蔭近、字槇之本、字中迫、字古神出、字先迫、字切谷、字前平及び字重宏山の地域に限る。)	大字加計、大字戸河内、大字田吹、大字吉和郷、大字遊谷、大字土居、大字打梨、大字那須、大字横川、大字柴木、大字川手、大字梶ノ木、大字板ヶ谷、大字松原、大字小板、大字寺領、大字上殿、大字猪山及び大字平見谷

高知県				徳島県		山口県		
大豊町	土佐町	香美市	須崎市	東みよし町	神山町	長門市	岩国市	北広島町
大平、大滝、川井、中内、西峯、柚木、怒田、南大王、八畝、立野、西川、粟生、筏木、八川、岩原、東土居、西土居、佐賀山、上東、中屋、黒石、庵谷、船戸、梶ヶ内	田井	香北町吉野、香北町小川、香北町蕪生野、香北町美良布、香北町下野尻、香北町太郎丸、香北町萩野、香北町岩改、香北町橋川野及び香北町日ノ御子	久通	毛田（千六百十三番地から二千六百七十一番地まで及び四千九十五番地から四千六百二十九番地までの地域に限る。）及び中庄（二千九百六十五番地から四千百七十二番地までの地域に限る。）	神領	油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津具下、油谷向津具上、油谷川尻及び油谷蔵小田	美川町小川、美川町四馬神及び美川町添谷	新郷、新都、寺原、石井谷、古保利、今田、今吉田、阿坂及び吉木

高知県				徳島県		山口県		
大豊町	土佐町	香美市	須崎市	東みよし町	神山町	長門市	岩国市	北広島町
大平、大滝、川井、中内、西峯、柚木、怒田、南大王、八畝、立野、西川、粟生、筏木、八川、岩原、東土居、西土居、佐賀山、上東、中屋、黒石、庵谷、船戸、梶ヶ内	田井	香北町吉野、香北町小川、香北町蕪生野、香北町美良布、香北町下野尻、香北町太郎丸、香北町萩野、香北町岩改、香北町橋川野及び香北町日ノ御子	久通	毛田（千六百十三番地から二千六百七十一番地まで及び四千九十五番地から四千六百二十九番地までの地域に限る。）及び中庄（二千九百六十五番地から四千百七十二番地までの地域に限る。）	神領	油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津具下、油谷向津具上、油谷川尻及び油谷蔵小田	美川町小川、美川町四馬神及び美川町添谷	新郷、新都、寺原、石井谷、古保利、今田、今吉田、阿坂及び吉木

福岡県				
飯塚市	四万十町	津野町	仁淀川町	
				保
内住(字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。)、山口(字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯田、字啞ヶ谷、字ヲジト、字河原、字勘四郎、字コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開、字地藏ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀田及び字前田の地域に限る。)、弥山(字水上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大石道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七曲、字仁田尾、字萩の迫、字畑川及び字広	興津	新土居、三間川、樺ノ川、西谷甲、姫野々、久保川、貝ノ川、永野、西谷乙及び貝ノ川床鍋	峯岩戸、本村、二子野、藤ノ野、引地、長屋、中村、寺村、田村、橘谷、宗津、鹿森、桜、葛原、久喜、川口、加枝、遅越、大崎、大板、岩戸、相能及び蔵谷	、奥大田、寺内、安野々、西久保、川戸、連火、桃原、永渕、柳野、大砂子及び大久保

福岡県				
飯塚市	四万十町	津野町	仁淀川町	
				保
内住(字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。)、山口(字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯田、字啞ヶ谷、字ヲジト、字河原、字勘四郎、字コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開、字地藏ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀田及び字前田の地域に限る。)、弥山(字水上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大石道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七曲、字仁田尾、字萩の迫、字畑川及び字広	興津	新土居、三間川、樺ノ川、西谷甲、姫野々、久保川、貝ノ川、永野、西谷乙及び貝ノ川床鍋	峯岩戸、本村、二子野、藤ノ野、引地、長屋、中村、寺村、田村、橘谷、宗津、鹿森、桜、葛原、久喜、川口、加枝、遅越、大崎、大板、岩戸、相能及び蔵谷	、奥大田、寺内、安野々、西久保、川戸、連火、桃原、永渕、柳野、大砂子及び大久保

豊前市	嘉麻市	黒木町
畑の地域に限る。)及び桑曲(字前田、字牧ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ藪及び字上ノ山の地域に限る。) 大字中川底(八百三十四番地の一から千八百五十一番地までの地域に限る。)	千手(字ナカノの地域に限る。)、泉河内(字ヲムカイ、字ウト、字山ノ下、字油、字高畑及び字栗野の地域に限る。)、嘉穂才田(字川渕、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノトリ及び字柴原の地域に限る。)及び桑野(字倉谷、字イチノ及び字山セ川の地域に限る。)	大字田代(字下筒井、字上筒井、字海太郎、字鋤先、字鳥山、字曾底、字捨井手、字下堂目木、字上堂目木、字柿ノ木迫、字下姥ヶ塚、字北明所、字湯ノ下、字坂ノ根、字角佛、字小別当、字辻ノ木、字年ノ神、字三反田、字檜ノ実谷、字松本、字津留、字阿蘇谷、字池ノ谷、字井手ノ本、字岩ノ鼻、字下真梨穂、字新城、字尾草、字下尾道、字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原、字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字鳥越、字菅之谷、字谷山口、字願正、字山口、字勿躰、字睦園、字堂目木及び字陣床の地域に限る。)、大字鹿子生(字作り道、字窪、字鶯ノ谷、字仲田、字細工谷、字長

豊前市	嘉麻市	黒木町
畑の地域に限る。)及び桑曲(字前田、字牧ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ藪及び字上ノ山の地域に限る。) 大字中川底(八百三十四番地の一から千八百五十一番地までの地域に限る。)	千手(字ナカノの地域に限る。)、泉河内(字ヲムカイ、字ウト、字山ノ下、字油、字高畑及び字栗野の地域に限る。)、才田(字川渕、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノトリ及び字柴原の地域に限る。)及び桑野(字倉谷、字イチノ及び字山セ川の地域に限る。)	大字田代(字下筒井、字上筒井、字海太郎、字鋤先、字鳥山、字曾底、字捨井手、字下堂目木、字上堂目木、字柿ノ木迫、字下姥ヶ塚、字北明所、字湯ノ下、字坂ノ根、字角佛、字小別当、字辻ノ木、字年ノ神、字三反田、字檜ノ実谷、字松本、字津留、字阿蘇谷、字池ノ谷、字井手ノ本、字岩ノ鼻、字下真梨穂、字新城、字尾草、字下尾道、字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原、字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字鳥越、字菅之谷、字谷山口、字願正、字山口、字勿躰、字睦園、字堂目木及び字陣床の地域に限る。)、大字鹿子生(字作り道、字窪、字鶯ノ谷、字仲田、字細工谷、字長

畑、字村下、字屋敷、字南前田、字鬼突、字大股及び字糯田の地域に限る。）、大字土窪（字一ノ渡瀬、字柳ノ原、字梅ヶ谷、字辻、字段、字上川原、字迫田、字平瀬、字福寿庵、字井手、字長老岩、字文田、字細工谷、字中通、字西方、字辻山、字池ノ上、字原畑、字石原、字溝添、字僧見、字不動前、字不動山、字込野、字毛條野及び字柿ノ木迫の地域に限る。）、大字木屋（字森、字本村、字釘ノ鼻、字本坪、字山桃塚、字屋舗ノ下、字平平、字葶扱場、字松出、字京ノ松、字前田、字大窪、字中村、字建石、字佛岩、字堂ノ先、字差原、字垣添、字葛原、字鹿ノ子谷、字洲頭、字小川原、字井川元、字塚原、字小平、字大迫、字楮四郎、字長田、字長田下、字大下、字村下、字野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、字辻、字山ノ神、字小西ノ上、字弓掛塔、字橋本、字高平、字辻ノ上、字木山、字家舗、字小谷ノ迫、字浦小路、字二本木、字浦ノ上、字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向、字後ヶ迫、字境ノ谷（八千七百九十八番地の一から八千八百三十六番地まで及び一万九百九十番地の二から一万千二百二十四番地までの地域に限る。）、字美野尾（五千九百七番地から五千九百五十二番地まで及び七千二百二番地の一から七千三百二十四番地までの地域に限る。）、字竹ノ迫、字葦扱谷及び字楮原の地域に限る。）及び大字北木屋（字前田、字御明園、字栳谷、字下荒谷、字

畑、字村下、字屋敷、字南前田、字鬼突、字大股及び字糯田の地域に限る。）、大字土窪（字一ノ渡瀬、字柳ノ原、字梅ヶ谷、字辻、字段、字上川原、字迫田、字平瀬、字福寿庵、字井手、字長老岩、字文田、字細工谷、字中通、字西方、字辻山、字池ノ上、字原畑、字石原、字溝添、字僧見、字不動前、字不動山、字込野、字毛條野及び字柿ノ木迫の地域に限る。）、大字木屋（字森、字本村、字釘ノ鼻、字本坪、字山桃塚、字屋舗ノ下、字平平、字葶扱場、字松出、字京ノ松、字前田、字大窪、字中村、字建石、字佛岩、字堂ノ先、字差原、字垣添、字葛原、字鹿ノ子谷、字洲頭、字小川原、字井川元、字塚原、字小平、字大迫、字楮四郎、字長田、字長田下、字大下、字村下、字野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、字辻、字山ノ神、字小西ノ上、字弓掛塔、字橋本、字高平、字辻ノ上、字木山、字家舗、字小谷ノ迫、字浦小路、字二本木、字浦ノ上、字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向、字後ヶ迫、字境ノ谷（八千七百九十八番地の一から八千八百三十六番地まで及び一万九百九十番地の二から一万千二百二十四番地までの地域に限る。）、字美野尾（五千九百七番地から五千九百五十二番地まで及び七千二百二番地の一から七千三百二十四番地までの地域に限る。）、字竹ノ迫、字葦扱谷及び字楮原の地域に限る。）及び大字北木屋（字前田、字御明園、字栳谷、字下荒谷、字

		佐賀県		
太良町	鹿島市	築上町	添田町	
				白金、字久保、字外園、字水口、字滝ノ上、字滝ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に限る。）
大字多良(字矢答、字安永、字次葉深、字流矢、字大平及び字柳谷の地域に限る。)、大字糸岐(字中尾、字槇ノ内、字風配、字当木、字金目及び字大野の地域に限る。)	大字山浦(字多々良、字龍ノ平、字七美谷、字小川内、字下黒内、字上黒内、字才又、字多布木、字一本松、字七曲、字鉾扮、字榎谷、字坂山、字開花、字東川内、字番在及び字横道の地域に限る。)、大字音成(字本行、字平仁田、字瀬戸、字高野平、字西河内、字片木、字赤岩、字柳坂及び字黒仁田の地域に限る。)	大字小山田(字小川谷及び字永尾の地域に限る。)	大字杣田(字糺宮、字中ノ原、字仙道及び字広瀬の地域に限る。)、大字落合(字別所川内、字鍛冶屋、字長谷、字緑川、字深倉、字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。)、大字英彦山(字町、字北坂本及び字唐ヶ谷の地域に限る。)	大字中元寺(字木浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。)

		佐賀県		
太良町	鹿島市	築上町	添田町	
				白金、字久保、字外園、字水口、字滝ノ上、字滝ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に限る。)
大字多良(字矢答、字安永、字次葉深、字流矢、字大平及び字柳谷の地域に限る。)、大字糸岐(字中尾、字槇ノ内、字風配、字当木、字金目及び字大野の地域に限る。)	大字山浦(字多々良、字龍ノ平、字七美谷、字小川内、字下黒内、字上黒内、字才又、字多布木、字一本松、字七曲、字鉾扮、字榎谷、字坂山、字開花、字東川内、字番在及び字横道の地域に限る。)、大字音成(字本行、字平仁田、字瀬戸、字高野平、字西河内、字片木、字赤岩、字柳坂及び字黒仁田の地域に限る。)	大字小山田(字小川谷及び字永尾の地域に限る。)	大字杣田(字糺宮、字中ノ原、字仙道及び字広瀬の地域に限る。)、大字落合(字別所川内、字鍛冶屋、字長谷、字緑川、字深倉、字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。)、大字英彦山(字町、字北坂本及び字唐ヶ谷の地域に限る。)	大字中元寺(字木浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。)

熊本県		
八代市		
坂本町（坂本、荒瀬、葉木、鎌瀬、中津道及び市ノ俣の地域に限る。）及び東陽町小浦（内の原及び箱石の地域に限る。）		字大浦（字牛尾呂及び字船倉の地域に限る。）
山都町		
井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、仏原及び安方		
大分県	佐伯市	大字長谷（字ジイ田、字スリノ下、字大長瀬、字早稲田、字ハゴノ木、字奥河内、字横畑、字屋敷付、字時石、字下ノ田、字夏鳥、字丸尾、字原、字原山、字原道ノ下、字古屋敷、字虎ヶ藪、字向道下、字荒谷口、字轟、字黒ニタ、字坂ノ下、字治郎丸、字治郎丸口、字蛇石ヶ原、字小治ヶ搭、字小治木藤、字小治郎丸、字新開、字仁藤治尾、字清水湧、字川原畑、字川向、字カバ河内、字前、字前川、字土屋原、字大治郎丸、字大塚、字竹山ノ下、字中屋敷、字渡瀬ノ上、字高ヒタリ、字洞ノ迫、字日向瀬、字尾サキ、字平石、字辺田、字棒ヶ原、字棕ロウ原、字柚木原、字宮ノ首、字柚ノ木原、字ツエ久保、字ツツラ、字マトバ、字井ノ本、字岡、字岡ノ上、字岡ノ内、字下ツツラ、字下ノツル、字下川内、字宮ノ元、字九ノ内、字九九ノ内、字穴ヶ原、字後口畑、字向原、字小ノ下、字松川内、字上ノツル、字上ノ山、字仁藤田、字船川内、

	熊本県		
	八代市		坂本町（坂本、荒瀬、葉木、鎌瀬、中津道及び市ノ俣の地域に限る。）及び東陽町小浦（内の原及び箱石の地域に限る。）
	山都町		井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、仏原及び安方
大分県	佐伯市		大字長谷（字ジイ田、字スリノ下、字大長瀬、字早稲田、字ハゴノ木、字奥河内、字横畑、字屋敷付、字時石、字下ノ田、字夏鳥、字丸尾、字原、字原山、字原道ノ下、字古屋敷、字虎ヶ藪、字向道下、字荒谷口、字轟、字黒ニタ、字坂ノ下、字治郎丸、字治郎丸口、字蛇石ヶ原、字小治ヶ搭、字小治木藤、字小治郎丸、字新開、字仁藤治尾、字清水湧、字川原畑、字川向、字カバ河内、字前、字前川、字土屋原、字大治郎丸、字大塚、字竹山ノ下、字中屋敷、字渡瀬ノ上、字高ヒタリ、字洞ノ迫、字日向瀬、字尾サキ、字平石、字辺田、字棒ヶ原、字棕ロウ原、字柚木原、字宮ノ首、字柚ノ木原、字ツエ久保、字ツツラ、字マトバ、字井ノ本、字岡、字岡ノ上、字岡ノ内、字下ツツラ、字下ノツル、字下川内、字宮ノ元、字九ノ内、字九九ノ内、字穴ヶ原、字後口畑、字向原、字小ノ下、字松川内、字上ノツル、字上ノ山、字仁藤田、字船川内、

市	豊後大野	宇佐市	臼杵市	
緒方町大石、緒方町木野、緒方町冬原、緒	緒方町上冬原、緒方町徳田、緒方町中野、緒方町大石、緒方町木野、緒方町冬原、緒	大字正覚寺及び大字熊	野津町大字東谷(字刈田、字大岩ヶ迫、字長畑ヶ、字下出羽、字丸畑ヶ、字鑑ノ口、字桑畑ヶ、字桑ヶ谷、字峠ノ下、字山中、字津川、字西、字大平、字尾原、字迫ノ口、字向ノ田、字福原、字高野、字山ノ迫、字祓処、字谷ノ子、字中ゾノ、字前田、字石ヶ迫、字引明、字神割、字後ヶ谷、字久保田、字清水ノ元、字野中、字長迫、字柳田、字長羽山、字新地、字水ヶ谷、字板ヶ迫及び字垣河内の地域に限る。)、野津町大字老松(字鼻操石、字城ヶ平、字下陣、字上引田、字上坪、字上百田、字原口及び字小野平の地域に限る。)	字駄場ヶ原、字大田、字地神、字中ノ戸、字中大越、字中尾、字長場山、字長畑、字田ノ平、字田平、字藤河内、字洞ノ川、字道ノ上ノ下、字麦田、字板平、字小石、字桧原、字トンカワチ、字長瀬、字長瀬原、字大越、字大原、字佐土ヶ平、字鍵裏、字下ヶ迫、字又五郎、字黒ヶ原、字梨子ノ木、字城見ヶ原、字柚ノ木、字難谷、字岡ノ松、字高平、字荒内口、字森ノ木、字塚畑、字立山、字荒内及び字鯰越下夕の地域に限る。)

市	豊後大野	宇佐市	臼杵市	
緒方町大石、緒方町木野、緒方町冬原、緒	緒方町上冬原、緒方町徳田、緒方町中野、緒方町大石、緒方町木野、緒方町冬原、緒	大字正覚寺及び大字熊	野津町大字東谷(字刈田、字大岩ヶ迫、字長畑ヶ、字下出羽、字丸畑ヶ、字鑑ノ口、字桑畑ヶ、字桑ヶ谷、字峠ノ下、字山中、字津川、字西、字大平、字尾原、字迫ノ口、字向ノ田、字福原、字高野、字山ノ迫、字祓処、字谷ノ子、字中ゾノ、字前田、字石ヶ迫、字引明、字神割、字後ヶ谷、字久保田、字清水ノ元、字野中、字長迫、字柳田、字長羽山、字新地、字水ヶ谷、字板ヶ迫及び字垣河内の地域に限る。)、野津町大字老松(字鼻操石、字城ヶ平、字下陣、字上引田、字上坪、字上百田、字原口及び字小野平の地域に限る。)	字駄場ヶ原、字大田、字地神、字中ノ戸、字中大越、字中尾、字長場山、字長畑、字田ノ平、字田平、字藤河内、字洞ノ川、字道ノ上ノ下、字麦田、字板平、字小石、字桧原、字トンカワチ、字長瀬、字長瀬原、字大越、字大原、字佐土ヶ平、字鍵裏、字下ヶ迫、字又五郎、字黒ヶ原、字梨子ノ木、字城見ヶ原、字柚ノ木、字難谷、字岡ノ松、字高平、字荒内口、字森ノ木、字塚畑、字立山、字荒内及び字鯰越下夕の地域に限る。)

玖珠町	方町下徳田、緒方町柚木及び緒方町上年野
大字戸畑(字峠尾、字西奥畑、字西椽ノ木、字新入山、字峠、字津々良、字横道ノ下、字大岩、字花ノ木田、字佛ノ塔、字尾越、字西応寺、字向島、字井原釣、字井原、字泉園、字竹ノ尾、字鏡山、字大萌、字矢野嶽、字上ノ平、字亀ノ甲、字小屋志、字無田草、字龍神、字ヤマヲ、字底尾野、字白金、字一ノ村、字白水、字猪藪、字西老兼、字菅ノ迫、字南老兼、字北老兼、字東老兼、字鹿馬ノ木、字崩野、字向ノ山、字桜山、字山ノ口、字無田山、字札ノ本、字高札ノ上、字中村、字本之村、字野中、字砂原、字鰐口、字中ノ原、字削滅岩、字上ノ山、字道ノ上、字萩原山、字野塚、字釜焼ノ久保、字近道ノ久保、字市ノ迫、字蛇ケ原、字北平、字谷尻、字森木、字山之神、字内ノ迫、字丸尾、字羽根田、字峯、字滝の原及び字小西の地域に限る。)、大字戸畑(字山角、字向田、字岩ノ上、字東高瀬、字西高瀬、字山中、字上山中、字山戸越、字畠ケ迫、字東後尾野、字後尾野、字戸ノ平、字離尾、字瀬穴、字酢の木、字広登、字台、字山ノ口台、字狸穴、字前田原、字神田平、字井川道、字峰ノ下、字口尾、字藤田原、字合ノ谷前、字郷ノ谷、字上朝見、字後朝見、字下朝見、字水舟、字後梅及び字前梅の地域に限る。)、大字四日市(字大野原、字尾杉、字大平、字上サノ原、字清	

玖珠町	方町下徳田、緒方町柚木及び緒方町上年野
大字戸畑(字峠尾、字西奥畑、字西椽ノ木、字新入山、字峠、字津々良、字横道ノ下、字大岩、字花ノ木田、字佛ノ塔、字尾越、字西応寺、字向島、字井原釣、字井原、字泉園、字竹ノ尾、字鏡山、字大萌、字矢野嶽、字上ノ平、字亀ノ甲、字小屋志、字無田草、字龍神、字ヤマヲ、字底尾野、字白金、字一ノ村、字白水、字猪藪、字西老兼、字菅ノ迫、字南老兼、字北老兼、字東老兼、字鹿馬ノ木、字崩野、字向ノ山、字桜山、字山ノ口、字無田山、字札ノ本、字高札ノ上、字中村、字本之村、字野中、字砂原、字鰐口、字中ノ原、字削滅岩、字上ノ山、字道ノ上、字萩原山、字野塚、字釜焼ノ久保、字近道ノ久保、字市ノ迫、字蛇ケ原、字北平、字谷尻、字森木、字山之神、字内ノ迫、字丸尾、字羽根田、字峯、字滝の原及び字小西の地域に限る。)、大字戸畑(字山角、字向田、字岩ノ上、字東高瀬、字西高瀬、字山中、字上山中、字山戸越、字畠ケ迫、字東後尾野、字後尾野、字戸ノ平、字離尾、字瀬穴、字酢の木、字広登、字台、字山ノ口台、字狸穴、字前田原、字神田平、字井川道、字峰ノ下、字口尾、字藤田原、字合ノ谷前、字郷ノ谷、字上朝見、字後朝見、字下朝見、字水舟、字後梅及び字前梅の地域に限る。)、大字四日市(字大野原、字尾杉、字大平、字上サノ原、字清	

鹿児島県	宮崎県		
伊佐市	串間市	日南市	田川、字苗代田、字金山、字大谷、字遠見、字東小清原、字西小清原、字平原、字獄、字戸之平、字ヘリ山、字垣ノ内、字河内、字葛根平、字大野原、字前田、字木牟田、字西ノ平、字三ツ石、字妙見石、字前ノ台、字尾坪、字杉塚、字浦山及び字荻松堂の地域に限る。)及び大字山浦(字立平、字上ノ台、字早水原、字下ノ寺、字柳平、字大曲、字中村、字鬼池、字田代、字堂ノ久保、字舞原、字花香、字篠原、字竜門、字山ノ上、字千重、字改立、字中野、字前原、字荻原、字日向、字下ノ園、字釣、字駄原、字秋畑、字向原及び字大原野の地域に限る。)
大口笹野、大口羽月山神、大口羽月西、大	大字奴久見(字赤石、字崩元、字牧ノ谷、字石山、字大迫、字夫婦石、字大丸、字葛ヶ迫、字山ノ神、字垂門、字斜木、字古竹、字黒土田、字小字戸、字高田、字松ノ本、字菅牟田、字大谷、字迎ノ原、字柳原及び字松船の地域に限る。)及び大字大矢取(字松頭、字向原、字前畑、字牧内、字轟ヶ谷、字松ヶ谷及び字佛槿の地域に限る。)	大字吉野方(字瀬田尾山ノ神の地域に限る。)及び大字大窪(字通水、字札之尾、字茶円、字飯屋、字寺村、字南平及び字宿之河内の地域に限る。)	

鹿児島県	宮崎県		
大口市	串間市	日南市	田川、字苗代田、字金山、字大谷、字遠見、字東小清原、字西小清原、字平原、字獄、字戸之平、字ヘリ山、字垣ノ内、字河内、字葛根平、字大野原、字前田、字木牟田、字西ノ平、字三ツ石、字妙見石、字前ノ台、字尾坪、字杉塚、字浦山及び字荻松堂の地域に限る。)及び大字山浦(字立平、字上ノ台、字早水原、字下ノ寺、字柳平、字大曲、字中村、字鬼池、字田代、字堂ノ久保、字舞原、字花香、字篠原、字竜門、字山ノ上、字千重、字改立、字中野、字前原、字荻原、字日向、字下ノ園、字釣、字駄原、字秋畑、字向原及び字大原野の地域に限る。)
大口笹野、羽月山神、羽月西、大口青木東	大字奴久見(字赤石、字崩元、字牧ノ谷、字石山、字大迫、字夫婦石、字大丸、字葛ヶ迫、字山ノ神、字垂門、字斜木、字古竹、字黒土田、字小字戸、字高田、字松ノ本、字菅牟田、字大谷、字迎ノ原、字柳原及び字松船の地域に限る。)及び大字大矢取(字松頭、字向原、字前畑、字牧内、字轟ヶ谷、字松ヶ谷及び字佛槿の地域に限る。)	大字吉野方(字瀬田尾山ノ神の地域に限る。)及び大字大窪(字通水、字札之尾、字茶円、字飯屋、字寺村、字南平及び字宿之河内の地域に限る。)	

口青木東、大口針持及び大口曾木

、針持及び曾木

○ 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
1 （略） 2 特殊尿器 尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの 3 入浴補助用具 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であつて次のいずれかに該当するものに限る。 一～六 （略） 七 入浴用介助ベルト 4～5 （略）	1 （略） 2 特殊尿器 尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの 3 入浴補助用具 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であつて次のいずれかに該当するものに限る。 一～六 （略） 4～5 （略）

○厚生労働省告示第 号

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号）の規定に基づき、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護等に係る厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年 月 日

厚生労働大臣 舩添 要一

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護等に係る厚生労働大臣が定める者

- 一 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号。以下「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費等のサービスの種類等」という。）別表第一の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービスの注２の厚生労働大臣が定める者

知的障害又は精神障害を有する利用者であつて、これらの障害の状況により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百九十二条の二に規定する基本サービスの提供に当たって、特に支援を必要とするもの

二 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費等のサービスの種類等別表第二の外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービスの注2の厚生労働大臣が定める者

知的障害又は精神障害を有する利用者であつて、これらの障害の状況により、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百五十三条に規定する基本サービスの提供に当つて、特に支援を必要とするもの

○厚生労働省告示第 号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年 月 日

厚生労働大臣 舩添 要一

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注11、訪問入浴介護費の注5、訪問看護費の注6及び福祉用具貸与費の注2、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表（以下「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」という。）の居宅介護支援費の注4並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介

「介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問介護費の注4、介護予防訪問入浴介護費の注5、介護予防訪問看護費の注6及び介護予防福祉用具貸与費の注2の厚生労働大臣が別に定める地域

厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十二年厚生省告示第二十二号）第二号のその他の地域であつて、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第二十四号）に規定する地域を除いた地域

イ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

ハ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

ニ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

ホ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注12、訪問入浴介護費の注6、訪問看護費

の注7、訪問リハビリテーション費の注2、通所介護費の注5、通所リハビリテーション費の注7及び福祉用具貸与費の注3、指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注5並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費の注5、介護予防訪問入浴介護費の注6、介護予防訪問看護費の注7、介護予防訪問リハビリテーション費の注2、介護予防通所介護費の注2、介護予防通所リハビリテーション費の注2及び介護予防福祉用具貸与費の注3の厚生労働大臣が別に定める地域

次のいずれかに該当する地域

イ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

ロ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

ハ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

ニ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

ホ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

ヘ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠

原諸島

ト 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策
実施地域

チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

リ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域
又 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島